

さいたま市公共建築工事見積徴取事務処理要領

新旧対照表

令和 8 年 1 0 月改定

新	旧	備考
さいたま市公共建築工事 見積徴取事務処理要領 令和8年10月	さいたま市公共建築工事 見積徴取事務処理要領 令和6年4月	改定年月の変更
書式 ・見積比較表 令和 8年10月 改定	書式 ・見積書(その他工事等を直接発注する場合) ・見積比較表	見積書式の削除 改定年月の追加
第2章 見積書 【 省 略 】 (3) 見積の依頼及び徴取 <u>ト 材料費、労務費及び安全衛生経費の金額については、建設業法第二十条第1項及び第2項に基づくものとし、可能であれば記載する。なお、安全衛生経費とは、労働安全衛生法に基づく労働災害防止対策に必要な経費をいう。</u> <u>チ</u> 見積書は紙（ファクシミリ含む）または電磁的記録によることができることから、単価及び価格決定の参考とするために取得した見積書が、当該工事対象のものであることを見積担当者等へ確認し、「確認済」を見積書又は見積比較表に記載（手書きメモ等）する。 なお、いずれの場合でも製造業者又は専門工事業者の社印、担当者印は省略可。（担当者印の代替としての直筆署名は不要）	第2章 見積書 【 省 略 】 (3) 見積の依頼及び徴取 <u>【 追 加 】</u> <u>ト</u> 見積書は紙（ファクシミリ含む）または電磁的記録によることができることから、単価及び価格決定の参考とするために取得した見積書が、当該工事対象のものであることを見積担当者等へ確認し、「確認済」を見積書又は見積比較表に記載（手書きメモ等）する。 なお、いずれの場合でも製造業者又は専門工事業者の社印、担当者印は省略可。（担当者印の代替としての直筆署名は不要）	見積金額のうちの、労務費、材料費等の内訳の把握が可能となるように追加